

## 公益社団法人日本介護福祉士会 研究倫理審査規程

### (目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本介護福祉士会（以下、「本会」という。）学術推進委員会に設置する研究倫理審査会（以下「本審査会」という。）の組織及び運営方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (審査会の事務)

第2条 本審査会は、自らの責任で介護福祉に関する研究（但し、研究代表者又は責任者として行う場合は、共同研究を含む。）を実施しようとする本会会員（以下「会員」という。）又は日本介護学会会員（以下「学会員」という。）が、その所属先等による倫理審査を受けることができず、本会による倫理審査を必要とする場合、当該研究の研究計画に係る倫理的妥当性について審査を実施する。

### (委員の構成)

第3条 本審査会は、審査委員3名以上をもって構成する。

- 2 審査委員は、学術推進委員会の決議により、学識経験者又は介護実務経験者から選任するものとする。なお、学識経験者の審査委員と介護実務経験者の審査委員は、可能な限り同数とするよう努める。
- 3 審査委員長は、審査委員の互選により定める。
- 4 審査委員長は、本審査会の会務を統括する。

### (任期)

第4条 審査委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠として就任した審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審査委員長の任期は、審査委員の任期による。
- 4 審査委員は、再任を妨げない。

### (解任)

第5条 審査委員が次の各号のいずれかに該当するときは、学術推進委員会の決議により解任することができる。この場合、学術推進委員会は、当該審査委員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により審査委員の職務に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があったとき
- (3) 前各号のほか、審査委員として相応しくないと認められるとき

### (会議)

第6条 審査委員長は、本審査会を招集し、議長となる。

2 本審査会の決議は、議決に加わることができる審査委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

(委員以外の出席者)

第7条 本審査会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第8条 本審査会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(学術推進委員会への報告)

第9条 委員長は、学術推進委員会に対し、本審査会の議事の経過の要領及びその結果を報告しなければならない。

(守秘義務)

第10条 審査委員は、第三者に対し、職務上知り得た情報を開示、提供又は漏洩してはならない。審査委員を退任した後も、同様とする。

(報酬)

第11条 審査委員には、本会の規程に基づき、報酬を支給する。

(申請)

第12条 会員又は学会員（以下「申請者」という。）は、本審査会による第2条の審査を希望する場合は、学術推進委員会に対し、学術推進委員会が定める期間内に、次の各号の書類を提出し、申請しなければならない。

- (1) 研究倫理審査申請書提出票（様式1）
- (2) 研究倫理審査申請書（様式2）
- (3) 同意書（様式3）又はこれに代わる書類
- (4) 前各号のほか、学術推進委員会が必要と認めた書類

(審査の方法)

第13条 本審査会の審査は、次の各号の事項に係る十分な予測、対策等の検討が行われているか否かについて、研究の意義及び目的に照らし、総合的に行うものとする。

- (1) 身体的な危害又は不利益（これに対する対応策を含む）
- (2) 心理的な危害又は不利益（これに対する対応策を含む）
- (3) 社会的な危害又は不利益について（これに対する対応策を含む）
- (4) 研究についての説明及び同意

- (5) プライバシーの保護
- (6) 研究に関する情報公開
- (7) 名簿、データ等の保存、管理及び廃棄
- (8) 前各号のほか、本審査会が必要と認めた事項

(審査の結果)

第 14 条 本審査会が第 1 2 条の申請に係る審査を完了した場合は、審査委員長は、学術推進委員会に対し、速やかに、その結果（以下「審査判定結果」という。）通知する。

- 2 審査判定結果は、学術推進委員会の承認をもって、確定する。
- 3 学術推進委員会が審査判定結果に意見を付した場合は、本審査会は、再審査を行う。当該再審査については、第 1 項乃至本項の規定を準用する。
- 4 審査判定結果が確定した場合は、学術推進委員会委員長は、常任理事会に対し、速やかに、当該審査判定結果を報告する。
- 5 審査判定結果は、次の各号のいずれかとする。なお、審査判定結果には、本審査会が必要と認めた範囲において、理由等を付記するものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更勧告付不承認
- (4) 不承認
- (5) 非該当
- (6) 判定不能

(審査判定結果の通知)

第 15 条 学術推進委員会委員長は、申請者に対し、速やかに、審査結果通知書（様式 4）により、審査判定結果を通知するものとする。

(公表)

第 16 条 本会は、本審査会が承認した研究について、申請者の氏名、研究の課題名その他本審査会が適当と認めた情報を公表する。

- 2 本会は、前項の研究が終了した場合は、その旨を公表する。
- 3 前 2 項の公表は、本会のホームページその他本会が適当と認めた方法による。

(変更の申請)

第 17 条 申請者は、第 12 条により申請した内容に変更がある場合は、学術推進委員会に対し、速やかに、変更申請を行わなければならない。当該変更申請については、第 12 条の規定を準用する。

- 2 前項の変更申請の審査については、第 13 条乃至第 16 条の規定を準用する。

(終了等の届出)

第 18 条 申請者は、研究が終了又は中止した場合は、学術推進委員会に対し、速やかに、研究終了届（様式 5）により、その旨を届け出なければならない。

(細則)

第 19 条 本審査会は、この規程の実施に必要な事項について、学術推進委員会の承認を得て、別に細則を定めることができる。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、本審査会の決議を経て、学術推進委員会が決定する。

附則

1 この規程は、令和 5 年 4 月 11 日から施行する。